

三股町の

ぜひご利用ください

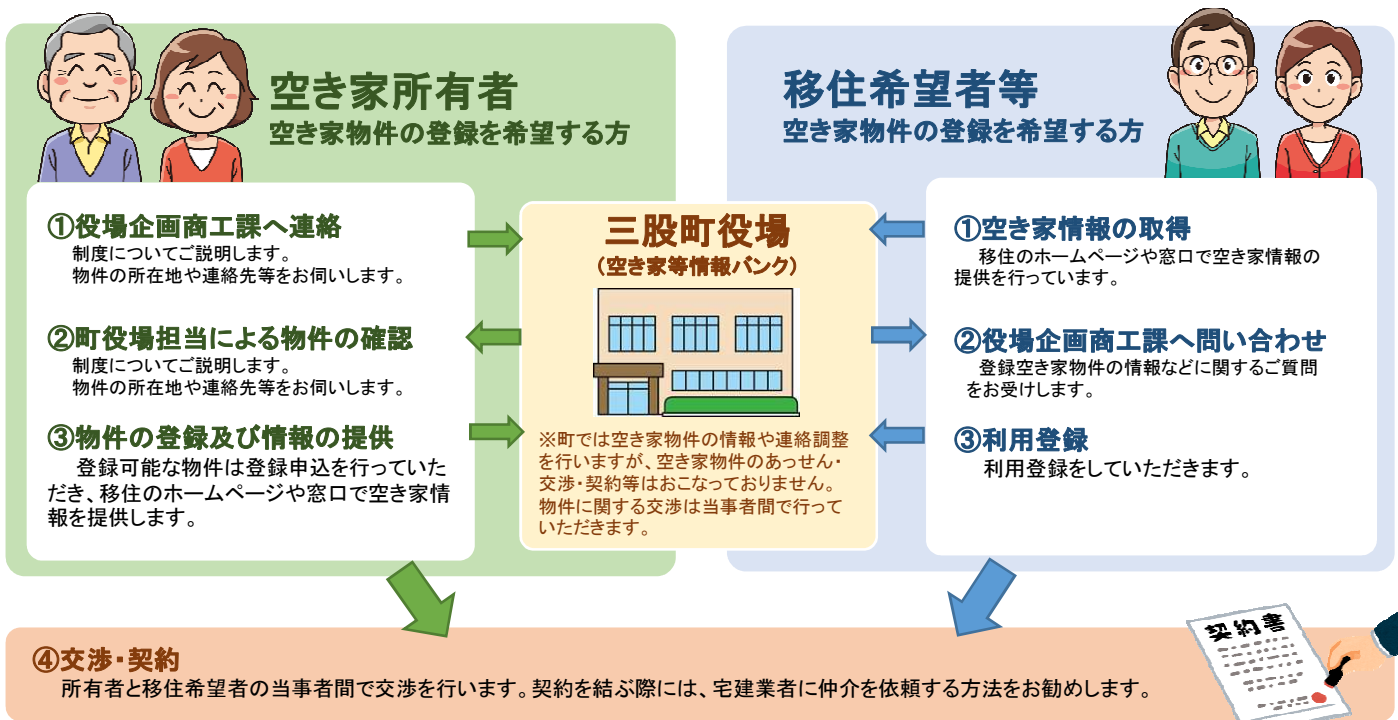
空き家等情報バンク制度

空き家等
情報バンク
制度って？

この制度は、空き家や空き地を貸したい方、売りたい方に空き家物件を登録していただき、三股町への移住希望者等に物件情報を提供するものです。



空き家等情報バンクへの登録および利用の流れ



★空き家等情報バンクに登録された物件はリフォーム等補助金の対象となります。

平成29年度から空き家等情報バンクの利用促進を図るため、リフォーム等の補助制度を開始しました。詳しくは、裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】
企画商工課 企画政策係 担当 池田
電話番号 0986-52-1114
ファックス 0986-52-9762

【裏面】

空き家の給排水の改修や不要物の撤去費用を補助します (三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金)

■補助対象者

定住の意思を持ち、空き家を購入する者
※ただし、本人及び同一世帯員が町税を滞納していないこと。

■補助対象住宅

「三股町空き家等情報バンク」に登録している物件で、所有者と利用者との間に売買契約が締結され、利用者が3年以上定住する見込みのある物件

■補助要件

- (1) 交付申請は、売買契約締結日から起算して6月を経過する日を期限とする。
- (2) 町内の施工業者を利用した改修であること。
- (3) 申請日の属する年度内に改修工事が完了すること。

■対象経費

- (1) 給排水に関する設備の改修費用
※台所、風呂、トイレ等（浄化槽を除く）
- (2) 不要物の撤去費用
※当該空き家に所在する不要な家財等

■補助率及び上限額

対象経費の2分の1以内で上限40万円

■その他

- ・補助申請は申請者1人当たり1回となります。
- ・申請書は三股町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ・申請先

〒889-1995 三股町五本松1番地1
三股町 企画商工課 企画政策係
TEL: 0986-52-1114



三股町ホームページ

三股町 空き家バンク

検索



手続きの流れ

※申請は着工の10日前まで

交付申請書の提出

【添付書類】

- ① 工事見積書
- ② 補助対象事業施行前の写真
- ③ 登記簿謄本又は売買契約書の写し



審査



交付決定通知



着工



完了



実績報告書の提出

【添付資料】

- ① 施工箇所の写真(工事实施後)
- ② 工事費の請求書の写し



補助金額の確定通知
補助金の支払い